

壱岐内海湾周遊にかかる広報プロモーション等業務委託
提案競技実施要項

壱岐内海湾振興会

[資料]

資料 1 壱岐内海湾周遊にかかる広報プロモーション等業務委託仕様書

[様式]

様式 1 提案競技質問書

様式 2 提案参加申込書

様式 3 同種又は類似業務の実績表

この提案競技実施要項は、壱岐内海湾周遊にかかる広報プロモーション等業務委託にかかる相手方候補者を選定するための提案競技に参加される方（以下、「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものです。

提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で、提案を行ってください。

1 事業名称

壱岐内海湾周遊にかかる広報プロモーション等業務委託

2 事業目的

壱岐内海湾の回遊性の向上、交流人口の拡大を図ることを目的に、壱岐内海湾周遊にかかる広報プロモーション等を行うもの。

3 履行期間

契約締結日から平成31年1月31日まで

4 提案限度価格

4,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

5 委託内容

資料1「壱岐内海湾周遊にかかる広報プロモーション等業務委託仕様書」のとおり

6 スケジュール

(1) 募集開始	平成30年	7月23日（月）
(2) 質問締切	平成30年	7月27日（金）17時まで
(3) 提案締切	平成30年	8月3日（金）17時まで
(4) 書類審査	平成30年	8月10日（金）予定
(5) 事業者決定	平成30年	8月16日（木）予定
(6) 契約締結	平成30年	8月17日（金）予定

7 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、平成30年7月27日（金）17時までに提案競技質問書（様式1）に記載の上、「17提案提出先・問合せ先」宛にEメールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、受付後3営業日以内に、メールで送付します。

8 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができません。

- (1) 市町村税を滞納していない者であること。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てが

なされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者，手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

9 提案書の提出

参加を希望される場合は，参加資格を確認し，下記のとおり参加申込書を提出してください。

(1) 提出期限・提出方法 平成30年8月3日(金) 17時までに「17 提案提出先・問合せ先」宛に郵送(必着)又は持参してください。

※郵送の場合については，特定記録又は簡易書留で送付してください。

(2) 提出書類

下記①から⑧までの書類を提出してください。

① 提案参加申込書(様式2) 1部

② 会社概要(事業概要が分かるパンフレットでも可) 1部

③ 法人税，消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明 1部

④ 壱岐市税に係る徴収金に滞納がないことの証明 1部

※壱岐市内に事業所がない場合は，本社所在地の市区町村が発行する証明

⑤ 法人登記簿(現在事項全部証明書) 1部

⑥ 事業提案書 13部

- ・提案者は，資料1「壱岐内海湾周遊にかかる広報プロモーション等業務委託仕様書」の内容を十分に踏まえた上で，本作成要領に従い提案書を作成してください。
- ・提案書の作成にあたっては，専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど，見やすく明確な提案書としてください。
- ・提案書のページ上限は，20ページ以内(表紙，目次，様式4を除く)とします。提案書は，A4サイズ横書き，上部綴じとしてください。フォントは自由ですが，文字サイズは，図表中の文字を除き，11ポイント以上としてください。
- ・提案書表紙の次のページは目次とし，提案書には表紙，目次を除きページ番号を一連で付してください。
- ・実施内容・実施体制(本業務の全体責任者及び各業務の責任者，担当者等が分かる体系図)・スケジュール等を記載してください。
- ・なお，事業提案書の内容を実施するために必要な経費は，すべて「4 総事業費」に含まれるものとして見積書に記載してください。

⑦ 見積書(本業務期間内に要する経費) 13部

- ・様式自由，A4横書き，枚数制限なし
- ・本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とすること。なお，「4 提案限度価格」に留意すること。
- ・経費の内訳については，できる限り詳細に分けて記載すること。

⑧ 同種又は類似業務の実績表(様式3) 13部

- ・当該事業と同種または類似業務の実績があれば必要事項を記入し提出してください。実績がない場合は，提出は不要です。

(3) その他

- ・1事業者1提案とし，複数の提案は認めません。

- ・提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ・提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします
- ・契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。
- ・提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

10 審査概要

応募された提案書に基づき、提案内容について総合的に審議し、優秀案を選考します。選考結果は、事業者決定後、速やかに全ての提案者に通知します。

(1) 書類審査の実施

提案書の提出があった事業者を対象に書類審査を行います。

- ①審議：壱岐内海湾振興会が設置する選考委員会で提案内容を審議し、最も優秀と認められる事業者（採択予定事業者）を選考します。
- ②選考結果通知：8月16日（木）までにEメールにて連絡する予定です。

11 提出書類の取り扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、壱岐内海湾振興会との協議により、内容の変更を求めることがあります。

12 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

13 契約

- (1) 「壱岐市財務規則」に準じた取り扱いをするものとします。
- (2) 選考委員会での選定に基づき、壱岐内海湾振興会は最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。
なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。
- (3) 本業務の受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約の締結前に納付する必要があります。
ただし、壱岐市財務規則第92条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

14 委託における著作権等の権利の取り扱い

- (1) この委託で調査・制作された物やデータ等（以下「制作物」という。）に係る複製権，上演権，上映権，公衆送信権，送信可能化権，展示権，頒布権，譲渡権，貸与権及び翻案権は，壱岐内海湾振興会に帰属するものとします。
- (2) 壱岐内海湾振興会は，制作物の一部について差し替え，削除及び追加の必要が生じた場合には，受託者又は受託者以外の事業者に委託し，その改変を行うことができるものとします。
- (3) 壱岐内海湾振興会は，制作物を他の用途に使用できるものとします。また，壱岐内海湾振興会が認める場合には，受託者は，第三者による使用を了承するものとし，使用料がかからないこととします。
- (4) (3) の場合において，受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には，受託者がその手続きを行うものとします。
- (5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは，受託者において処理するものとします。

15 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は，参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 委託内容については，現時点で必要と思われる提案内容を提示しており，契約締結の際，契約交渉者との協議のうえ変更することがあります。
- (5) この委託で制作された成果品は，壱岐内海湾振興会に帰属するものとします。

16 添付資料

- (様式1) 提案競技質問書
- (様式2) 提案参加申込書
- (様式3) 同種又は類似業務の実績表

17 提案提出先・問合せ先

壱岐内海湾振興会

(壱岐市 観光商工課 観光しまづくり班 松本)

〒811-5192 壱岐市郷ノ浦町本村触562番地

E-mail : ko-matamoto@city.iki.lg.jp

電話番号 : 0920-48-1135

F A X : 0920-48-1120